

令和5年度新潟県立燕中等教育学校 部活動に係る活動方針

1 目的

- 部活動は学校教育の一環として実施する。
- 心身を鍛え、健康で充実した生活を送ろうとする主体的な態度を育てる。
- 技術・競技力向上だけでなく、リーダーシップ・マネジメント能力の育成及び生涯教育の一環としての楽しみながらの活動を通して、人格の形成・個性の伸長を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

ソフトテニス (男女)、バスケットボール (男女)、バレーボール、サッカー、空手道、弓道、音楽、美術、グローバル、サイエンス、生徒会総務、陸上競技 (同好会)

(2) 活動時間

- ① 1週間当たりの活動日数を3日以内とする。
- ② 活動日と時間

4月～10月	水曜日・金曜日の放課後から午後6時まで
	※ソフトテニス部、サッカー部は雨天時の活動を確保するために、火曜、木曜の体育館利用ができる。
	土曜日・日曜日のいずれか3時間程度 (大会等※を除く)
11月～3月	冬期間体育館割り当てによる
長期休業中	曜日を問わず週3日、1日3時間以内 (大会等を除く)

- ③ 休養日
別紙「年間活動計画」による。
- ④ 定期考査1週間前から最終日前日までの間 (土日含む) は活動しない。
- ⑤ 大会等の1週間前から前日までの間は、前項①～④によらず活動できる。
※本方針でいう「大会等」とは、以下に該当するものとする。

「県中体連」「高体連」「高野連」「高文連」が主催、共催又は後援する大会、若しくはそれに準ずる大会
--

3 部活動運営について

(1) 【 保護者の理解と協力について 】

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(2) 【 体罰等の禁止 】

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。